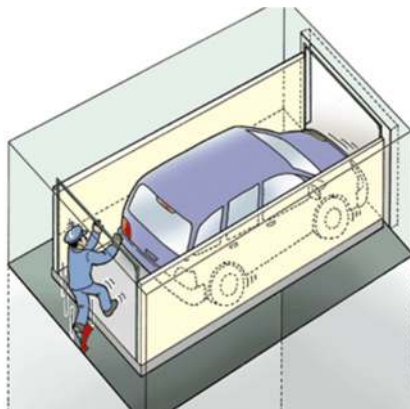


警備会社の作業者が屋上の駐車場から自動車専用エレベーターに誘導中、搬器から墜落

▶ 状況

事業場規模	300~999名	
災害の種類	墜落・転落	
被害者数	死亡者数：1名 不休業者：0名	休業者数：0名 行方不明者数：0名

- ✓ 自動車専用エレベーターへ車両を誘導する作業中に発生したもの。
- ✓ 警備員 C は、自動車を運転手ごとエレベーターに誘導のうえ一緒にエレベーターに乗り込み、操作盤を用いて昇降を行う業務を行っていた（操作盤は自動車から操作可能）。
- ✓ 発災当日、警備員 C は、屋上まで自動車を搬送した後、乗り込んでくる自動車をエレベーターに乗せるため、後ろ向きで後退しながら誘導したところ、エレベーターの床（搬器の床）と昇降路の隙間（約 50cm）から転落したもの。
- ✓ エレベーターは油圧式で、自動車が運転者ごと 1F の入り口から搬器に乗り込み、屋上で 1F とは反対側の出口から出ることができる構造になっている。
- ✓ 内部の搬器の左右は高さ 1.8m の囲いが設けられているが、前後には、出入りに扉は取り付けられておらず、搬器とエレベーターの昇降路の間には約 50cm の隙間が開いていた。



▶ 主な原因

- ① 搬器に人が直接乗用することは禁止されていたが、誘導者を乗せていた
 - ✓ 元々は自動車の運転手が、車内に乗ったまま操作盤を操作するため、搬器の出入り口には扉が設けられていない特別な構造のエレベーターとして製造許可され建物に設置されていたが、搬器に人が直接乗用することは禁止されていた。
 - ✓ 建物の所有者の変更に伴い、業務の形態も変わったところ当該エレベーターは、当該エレベーターの詳細を把握しないまま使用していた結果、搬器に直接誘導者が搭乗してエレベーターを操作することとなっていた。
- ② 安全なエレベーターの使用方法に関する指示が不十分であった
 - ✓ 操作盤に乗用禁止の表示があるものの、搬器に直接誘導者を常用させて操作させるなど、取り扱いに関する施設管理会社（依頼元）から十分な指示がなかった。
 - ✓ 安全な乗用方法などに関する打合せも十分に行われていなかった。

▶ 主な対策

- ① エレベーターの搬器の出入りに扉を設け、自動車から昇降の操作ができないようにすること
 - ✓ 搬器の出入りに扉を設け、エレベーターの内部から昇降操作ができない方式に改めること。
- ② エレベーター等の設備の安全な取り扱い方に関する指導をすること
 - ✓ 業務委託者は、設備を使用させる際に安全な取り扱い方に関する指導を行い、安全に作業が遂行できるよう指導すること。
 - ✓ 受託業者に取扱説明書の写しを交付するなど、安全作業について十分な打合せを行う必要がある。
- ③ 業務受託者は安全な取り扱い方に関する指導を受けること
 - ✓ 他社に出張して、その設備を使用する場合には、設備を貸与される会社から安全な取り扱い方について説明を受け、作業者に周知徹底すること。
- ④ 業務委託者においても現場の安全管理を徹底すること
 - ✓ 業務を委託する事業者（設備を管理する事業者）においても、定期的に安全パトロールを実施し、作業の安全を確認するとともに、その他リスクについても点検・把握すること。
 - ✓ 初回は作業開始時に安全パトロールを行うことが必要である。